第五十四条の見出し中「及び監査官」を「、監査官及び福島復旧復興対策調整官」に改め、同条第一項中「及び監査官二人」を「、監査官二人及び福島復旧復興対策調整官一人」に改め、同条に次の一項を加える。

6　福島復旧復興対策調整官は、福島の復旧及び復興に関する事務のうち農村振興局の所掌に係るものに関し調整を要する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第五十八条の見出し及び同条第一項中「及び地すべり地質対策官」を「、地すべり地質対策官及び地すべりリスク対策官」に改め、同条に次の一項を加える。

8　地すべりリスク対策官は、地すべりの発生のおそれ及び地すべりによる影響についての評価並びに地すべり防止施設の維持保全に係る指針の策定に関する専門技術上の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第七十五条第一項及び第八十七条第一項中「五人」を「六人」に改める。

第百七十八条第一項中「八人を、関東農政局」を「十人を、関東農政局」に、「二十人」を「二十二人」に、「十三人を、九州農政局」を「十四人を、九州農政局」に改める。

第二百八条第二項中「、事業管理調整官」を「事業管理調整官一人を、東北農政局の整備部に福島復旧復興対策官」に改める。

第二百十五条の次に次の一条を加える。

（福島復旧復興対策官の職務）

第二百十五条の二　福島復旧復興対策官は、福島の復旧及び復興に関する事務のうち整備部の所掌に係るものに関し調整を要する事項についての調査、企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百五十二条第四項中「、技術専門官二人及び環境専門官一人」を「及び技術専門官二人」に改め、同条第十項及び第十一項を削る。

第二百五十七条の二第四項中「用地調整官一人」の下に「、管理調整官一人」を加え、同条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9　管理調整官は、土地改良財産の管理及び処分に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第二百五十八条第一項中「筑後川下流農業水利事業」の下に「及び筑後川下流白石平野農業水利事業」を加え、同条第四項中「三人」を「四人」に改める。

第二百六十四条第一項中「工事」の下に「（以下「開門工事」という。）」を加え、「（これに関連する事業を含む。）」を「又は開門工事」に改め、「施設」の下に「（これらの施設以外の施設で当該開門に際して操作及び保守が必要となるものを含む。）」を加え、同条第三項中「工事課は第一項の」を「調査設計課は開門工事の実施に関する調査、計画及び調整に関する事務、開門工事の設計基準及び工種別実施設計の作成に関する事務並びに第一項の調査及び評価に関する事務を、工事課は開門工事の実施に関する事務を、施設管理課は同項の施設の操作及び保守に関する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「二課」を「四課及び技術専門官二人」に、「工事課」を「調査設計課、工事課及び施設管理課」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　諫早湾干拓開門事務所に、次長二人を置く。

3　次長は、所長を助け、諫早湾干拓開門事務所の事務を整理する。

第二百六十四条に次の一項を加える。

6　技術専門官は、命を受けて、開門工事、第一項の調査及び評価並びに同項の施設の操作及び保守に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百六十九条第十一項中「最上川支所」の下に「及び村山北部支所」を加える。

第二百七十一条第一項中「調査」を「調査及び」に改め、「及び国営の鬼怒川南部土地改良施設整備事業」を削り、同条第四項中「、保全整備専門官及び技術専門官」を「及び保全整備専門官」に改め、同条第十四項を削り、同条第十五項中「鬼怒川南部支所」を「利根川上流支所」に改め、同項を同条第十四項とする。

第二百七十二条第二項中「一人」を「三人」に改め、同条第十二項中「及び伊那西部支所」を「、伊那西部支所及び釜無川支所」に改める。

第二百七十三条第一項中「調査、」を「調査及び」に改め、「、国営の阿賀野川用水土地改良施設整備事業に関する事務」を削り、同条第二項中「一人」を「二人」に改め、同条第四項中「、保全整備専門官及び技術専門官」を「及び保全整備専門官」に改め、同条第十一項及び第十二項を削る。

第二百七十四条第四項中「並びに」の下に「管理調整官、」を加え、同条中第十項を第九項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　管理調整官は、土地改良財産の管理及び処分に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第二百七十五条第十二項中「犬山頭首工管理所」の下に「及び中勢支所」を加える。

第二百八十条に次の一項を加える。

9　中国土地改良調査管理事務所に、吉井川支所を置く。

第二百八十二条第四項中「七課」を「六課」に、「一人、水利調整専門官一人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、保全整備専門官一人、環境保全専門官二人及び用地調整官」を「、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、保全整備専門官及び用地調整官それぞれ」に改め、「環境調整課」を削り、同条第五項中「及び環境調整課」及び「、環境調整課は同項の事業によって造成された施設の保全その他の管理に関する事務のうち環境との調和に配慮するため必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を」を削り、同条中第十一項を削り、第十三項を第十二項とする。

第二百八十三条第二項中「並びに」の下に「管理調整官、」を加え、同条中第九項を第十項とし、第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　管理調整官は、土地改良財産の管理及び処分に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第三百八十八条の見出し中「林業経営指導官」の下に「、林業労働安全衛生指導官」を加え、同条第一項中「林業経営指導官一人」の下に「、林業労働安全衛生指導官一人」を加え、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8　林業労働安全衛生指導官は、林業労働に係る安全及び衛生に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三百九十三条の見出し中「海岸林復旧指導官」の下に「、海岸林造成推進官」を加え、同条第一項中「海岸林復旧指導官一人」の下に「、海岸林造成推進官一人」を加え、同条中第十三項を第十四項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

9　海岸林造成推進官は、災害を受けた海岸防災林の復旧に関する事務のうち国民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体と協力して行う活動の推進及び災害廃棄物の再生利用の促進に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第五百三十六条第一項中「二十五人」を「三十一人」に改める。

第五百三十七条の見出し中「首席漁業調整官」の下に「、内水面漁場管理官、漁業復興推進官」を加え、同条第一項中「操業指導調整官一人」を「内水面漁場管理官一人、漁業復興推進官一人、操業指導調整官二人」に改め、同条中第十項を第十二項とし、第七項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第六項中「操業指導調整官は」の下に「、命を受けて」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　内水面漁場管理官は、内水面における漁業に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

7　漁業復興推進官は、漁業調整課の所掌事務に係る東日本大震災による被害を受けた地域の漁業の復興のための施策の実施の推進に関する事項についての指導及び連絡調整に関する事務を行う。

附則中第四項の前の見出し及び同項を削り、第五項を第四項とし、同項の前に見出しとして「（企画官等の設置期間の特例）」を付し、第六項を第五項とする。

附則第七項中「第五百四十三条第一項」を「第三十一条第一項の市場経営指導官、第五百四十三条第一項」に改め、同項を附則第六項とする。